

事務連絡
令和8年2月26日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

民間請負契約約款の利用促進リーフレットの作成について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、建設工事の請負契約については、建設業法において発注者と受注者が対等な立場で契約を締結するものとされており、これを受け、受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約が行われないう、国土交通省の定める「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、民間請負契約約款※に沿った内容の契約書により契約を締結することが基本とされています。

しかしながら、国土交通省が昨年公表した調査結果では、民間請負契約約款によらない独自の契約書が使用されている割合が、発注者で約52.9%、受注者で約23.9%となっており、民間請負契約約款が十分活用されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省と建設業関係団体が共同して、民間請負契約約款の利用促進について、民間事業者・施主の皆様にご理解、ご協力をいただくためのリーフレットを作成し、今後、様々な場面で活用して、民間事業者や施主の皆様のご理解、ご協力を求めていくことといたしました。

なお、本リーフレットは全国建設業協会のホームページからダウンロードすることが可能です。表面には、民間請負契約約款の意義等を「ポイント」として簡潔に記載するとともに、裏面には、改正建設業法の全面施行等を受けて昨年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要をわかりやすく整理しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に対し本リーフレットについて周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款等）

【リーフレット入手先】

全国建設業協会 HP 内 : <https://www.zenken-net.or.jp/news/260225/>

【添付資料】

別添1_民間約款利用促進リーフレット

別添2_業界紙記事

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

建設工事を発注する
民間事業者・施主の皆様へ

民間請負契約約款を是非ご活用 いただけますようお願いいたします。



請負契約が一方当事者に過度な義務や負担を負わせたものとならないように、国土交通省の定める発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインでは、民間請負契約約款※に沿った内容の契約書による契約締結が基本とされています。

上記ガイドラインでは、民間請負契約約款を修正して相手に過大な負担を負わせるような片務的な内容で契約することは、建設業法に違反する可能性があり、厳に慎むべきとされています。

建設工事の請負契約を締結する際は、民間請負契約約款に沿って契約していただけますようお願いいたします。



※民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準請負契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款等）

民間請負契約約款のポイント

① 契約当事者の対等性確保

② 紛争の未然防止・解決

③ 法令違反の防止

① 対等性確保

民間建設工事標準請負契約約款は、学識経験者や、発注者・受注者それぞれの代表者で構成される中央建設業審議会が公正中立な立場で作成し、発注者・受注者双方の関係者に実施を勧告したものです。これに沿った標準的な約款を含め、当事者の対等性が確保された内容となっています。

② 紛争未然防止等

当事者間のリスク分担や権利義務等のルールがあらかじめ明確にされており、紛争の未然防止に役立ちます。また、当事者間に紛争が生じた場合の解決方法についても定めています。

③ 法令違反防止

建設業法が定める請負契約書の法定記載事項が、もれなくカバーされています。また、法令上の禁止事項等も規定されているため、法令遵守にも資するものです。

民間請負契約約款は、令和7年12月12日に改正されました。詳細は裏面へ

主な改正内容

第三次担い手3法の全面施行(令和7年12月12日)等を受けて、民間建設工事標準請負契約約款について所要の改正が行われました。

○請負代金内訳書に明示する項目が追加されました

- ▶法定福利費に加えて、材料費・労務費・安全衛生経費・建退共掛金を追加

○労務費等の支払いに関するコミットメント条項が新設されました

- ▶「労務費に関する基準」の実効性を確保するため、労務費や賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示に関する条項(コミットメント条項)を新設(※契約当事者の任意で利用できる選択条項)

○契約変更に関する規定が追加されました

- ▶契約変更請求ができる場合の追加
 - 主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加
- ▶変更協議の申出や誠実協議に関する規定の追加
 - 契約変更請求を行った場合、相手方に協議を求めることができる旨を明確化
 - 協議の申出を受けた者は、誠実に協議に応じるよう努める旨を規定
 - 変更協議の申出や応答は、書面により行い、請求に応じるか否かは、理由も明示して回答する旨を規定(※契約当事者の任意で利用できる選択条項)
- ▶請負代金の変更方法に関する規定の追加
 - 請負代金を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、価格等の変動内容を考慮する旨を明確化

改正後の民間建設工事標準請負契約約款はこちらから

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

また、民間(七会)連合協定工事請負契約約款についても、令和7年12月12日付けで改正されています。
民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会 <https://www.gcccc.jp/>



民間請負契約約款

利用促進へリーフレット

意義や趣旨、ポイント記載

国土交通省と日本建設業連合会（日建連、宮本洋一会長）、全国建設業協会（全建、今井雅則会長）、全国中小建設業協会（全中、河崎茂会長）の4者は、民間建設工事標準請負契約約款の利用促進に向けリーフレットを作成した。画像は表紙（日建連提供）。民

間請負契約約款の意義や趣旨などのポイントを簡潔に記載。第3次担い手3法の全面施行を受けて2025年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要を整理しまとめた。建設工事を発注する民間事業者や施工者に対して周知していく。リーフレットは中央建設

業審議会（中建審）が作成・勧告する「民間建設工事標準請負契約約款」や民間建築工事の関係団体でつくる「民間（七会）連合協定工事請負契約約款」の利用促進が課題になっており、具体的な取り組みとして作成した。20日付で会員各社に通知した。

国交省が25年10月に公表した調査結果では、民間建設工事標準請負契約約款に用されていない独自の契約書が使用されている割合は発注者で約52・9%、受注者が約23・9%となっている。民間請負契約約款の活用は十分と言えない状況。日建連

はこれまで「発注者が独自の契約書を使っていること」「約款を形式的に使っていても受注者に不利な形になる修正や都合の悪いところを削



り、各社の営業担当社員などが見積もり前や協議中の案件で発注者に周知していく。ただ、大手のデベロッパーなどは会社ごとに決まった形式があることも少なくない。宮本会長は「個社だけの話では聞いてくれない。リーフレットを作っても周知することで、1社ではなく業界全体の話と理解してもらえる」と狙いを説明する。

